

平成16年度 医療安全管理の取組について【概要】

－医療事故・インシデントの報告－

病院経営局(16年度までは衛生局)では、平成13年3月に「医療事故公表基準」(以下「公表基準」という。)を制定いたしました。

この公表基準は、病院経営局所管の市立病院の**医療事故等を公表することによって、医療の安全管理をより積極的にすすめ、患者さんの安全を確保するとともに、病院運営の透明性を高めることで、医療の信頼を深めることを目的に制定したものです。**

今回、この**公表基準に基づき、速やかに公表すべき事案以外の医療事故やインシデント(ひやり・ハット事例)報告等について、平成16年度の集計結果を一括公表するものです。**

1 平成16年度中に発生した医療事故の一括公表事案件数

	13年度	14年度	15年度	16年度
市民病院	7件	2件	1件	3件
脳血管医療センター	2件	2件	0件	2件
港湾病院	5件	4件	0件	0件
アレルギーセンター	0件	0件	0件	0件
計	14件	8件	1件	5件

2 インシデント集計件数

	13年度	14年度	15年度	16年度	
					対前年度増減
市民病院	2,250件	2,373件	2,417件	1,967件	450件
脳血管医療センター	1,194件	1,483件	1,963件	2,770件	807件
港湾病院	1,024件	1,180件	901件	372件	529件
アレルギーセンター	116件	94件	58件	10件	48件
計	4,584件	5,130件	5,339件	5,119件	220件

これらのインシデントレポートを分析することにより、薬剤に関する業務をはじめ、診療業務、感染防止対策など、安全管理の視点に立った業務改善を行いました。

3 市立病院の安全管理体制等

各市立病院には、統括安全管理者(副院長)、安全管理指導者(課長級)及び安全管理担当による安全管理部門を設置し、安全管理対策委員会やセーフティマネジャー会議などの運営を中心に組織横断的に安全管理活動を行うとともに、**インシデントレポートの分析や、事例検討を通じて、事故防止に向けた業務改善を行い、安全管理に取り組んでいます。**

4 医療事故の公表基準の改訂

医療事故の公表基準について、策定から4年が経ち、この間医療関係者内外の認識や医療法、個人情報保護法など法令整備の状況等にも進展があり、変化が生じてきましたので、一部改訂を行いました。(17年度の事案から適用することとします。)

【主な改訂部分】

- ・患者・家族への十分な説明と医療事故の公表についての同意あるいは拒否の確認の明確化
- ・同意が得られなかった場合の公表方法の明確化 など